「電気の駆け付けサービス」利用規約

第 1 条（目的）

この利用規約（以下「本規約」といいます。）は、中部電力ミライズ株式会社（以下「当社」といいます。）が第 4 条に定める会員資格を有する者（以下「会員」といいます。）に対して提供する「電気の駆け付けサービス」（以下「本サービス」といいます。）の利用に関して定めるものであり、会員と当社とが合意したときに適用いたします。

第 2 条（内容）

1. 当社は、会員の利用申込みに応じ、本サービスを提供します。
2. 当社は、本サービスの運営業務をｅ－暮らし株式会社（以下「運営会社」といいます。）に委託（運営会社が株式会社リロクリエイトに再委託すること、および株式会社リロクリエイトがさらに第三者に委託することも含みます。以下、運営会社、株式会社リロクリエイトおよび当該第三者を合わせて「運営会社等」といいます。）するものとします。
3. 第 4 条に定める会員は、第 6 条に定める当社および運営会社等のサービス対応窓口にてご説明を受けたうえで本規約に同意し、本サービスの利用を申し込むものとします。

第 3 条（用語の定義）

本規約において、次の各号に掲げる用語の定義は以下のとおりとします。

1. 「サービス対象物件」とは、会員が本サービスの提供を受ける、当社との間で別紙に定める電気料金メニューを適用される電気需給契約（以下「本電気需給契約」といいます。）の需要場所をいい、会員が居住等する個人の住宅・住戸であり、かつ当社が認めたものとします。ただし、賃貸住宅、事務所、飲食店等の店舗、学校、病院等の業務用の建物は除きます。
2. 「サービス対象設備」とは、サービス対象物件で使用される低圧の電気配線および電気機器（コンセント、スイッチ、照明等）をいいます。

第 4 条（会員資格）

1. 会員は、住宅・住戸を需要場所として、本電気需給契約を締結している方とします。
2. 会員は、当社との本電気需給契約を廃止または解約等した場合、理由の如何を問わず会員資格を喪失するものとします。

第 5 条（利用期間、利用料金）

1. 本サービスの１回毎の利用料金は、利用申込み時に特定小売料金メニュー（詳細は別紙）が適用されている会員は15,000円（消費税および地方消費税相当額込）、自由料金メニュー（詳細は別紙）が適用されている会員は10,000円（消費税および地方消費税相当額込）、暮らしサポートセットが適用されている会員は無料とします。
2. 利用料金については、本サービスの利用１回毎に、当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより、当社が指定した様式によって支払っていただきます。
3. 会員は、当社が利用料金の請求書を運営会社等に送付させることにあらかじめ同意するものとします。

第 6 条（本サービスの内容）

1. 会員は、本規約および当社のウェブサイト等に記載された内容にしたがって、会員のサービス対象設備のトラブルに起因する停電等が生じたときは、24 時間 365 日受付する当社サービス対応窓口へ電話連絡をいただき、当社サービス対応窓口は、本サービス内容のご案内および利用申込み受付をいたします。申込み受付後、運営会社等のサービス対応窓口から会員へ連絡し、本サービス利用の詳細内容のご案内（作業内容の詳細説明や出張日時の調整等）をいたします。
2. 会員は、本サービスとしてサービス対象物件について以下の各号の出張サービスを申し込むことができます（電話口のトラブル解決に関するご案内で解決した場合、非常変災の場合を除きます。）。

(1) 目視および測定器等による点検
(2) 停電等発生原因の調査
(3) 応急処置（異常のない電気設備への送電等）
(4) 簡易な工事（コンセント交換、スイッチ交換、管球交換等）
(5) 電気工事店紹介

3. 以下の各号の作業は本サービスの対象外とします。ただし、会員が以下の各号の作業を希望し、運営会社等が作業を行うことが可能であると判断したときは、運営会社等が会員に対して、作業料等の見積もりを行い、会員に提示します。会員は、それを受けて、自らの判断で、運営会社等に対して、直接、作業の申込みを行うものとし、作業の完了後、運営会社等に対して、運営会社等から請求される作業料等を支払うものとします。この場合、会員は、当社が運営会社等の作業に関して、一切関知しておらず、一切の責任を負わないことにあらかじめ同意するものとします。

(1) 部品交換が発生する作業で、前項第 4 号の簡易な工事にあたらないもの。
(2) 不具合箇所の部品交換･本体交換･器具設置による処置を行わなかった結果、同一箇所で不具合が発生した場合の作業。
(3) 測定器をサービス対象物件に設置し、その結果を分析し漏電箇所を特定する「細密漏電調査」に伴う作業。
(4) その他多額の費用を要する、技術的に容易ではない等の作業。
(5) 台風等の異常気象、地震等の天災地変、暴動等の非常事態の場合等本サービスを提供することが困難または危険が伴うことが予測される場合の作業。
(6) その他当社または運営会社等が不適切であると判断する作業。

4. 会員は、本サービスの提供に伴って一時停電する場合があること、また停電により電気機器の故障やパソコンのデータの消失等（以下「故障等」といいます。）が生じる場合があることについて、あらかじめ承諾するものとします。会員は、自らの責任において、運営会社等が本サービスに着手する前に、電気機器のコンセントを抜いたり、必要なデータのバックアップを取ったりすること等により、故障等の損害を回避するために必要な措置を講じるものとします。

5. 会員は、本サービスが現場への出動時間を保証するものではなく、天候・交通状況・作業員の作業状況等により現場へ出動することに時間を要する場合があること、土曜日、日曜日、国民の祝日（国民の祝日に関する法律に規定される国民の祝日をいう。）および１２月２９日から１月３日、ならびに平日 0:00～9:00 および平日 17:00～24:00 に受付した場合は、翌平日（１２月２９日から１月３日の場合は１月４日以降の最初の平日）以降の訪問になることにあらかじめ承諾するものとします。

第 7 条（利用方法）

1. 会員は、本規約に従い、自らの責任と負担により本サービスを利用するものとします。また、会員は、本規約に従い、サービス対象物件に居住する自己以外の者（以下「利用者」といいます。）に対し、自らの責任と負担により本サービスを利用させることができるものとします。

2. 本サービスにおいて、サービス対象物件の所有者以外の入居者が会員である場合で、設備改修等の作業が必要なとき、当社および運営会社等は、所有者の承諾を得なければ、当該作業を実施しません。なお、所有者の承諾は会員が得るものとします。

第 8 条（サービスの中断または中止）

当社は、運営会社等の担当者の作業状況・天候・交通事情、本サービスの提供に必要なシステム等が使用できない、その他運用上または技術上の理由等により、本サービスの提供を一時的に中断または中止することがあります。

第 9 条（会員の義務）

1. 会員は、本サービスの利用にあたり、次の義務を負うものとします。また、会員は、利用者に対し、会員と同等の義務を負うことを承諾させるものとします。

(1) 本規約により提示された事項を遵守すること。
(2) 本サービスを利用資格のない第三者に使用させないこと。
(3) 本サービスを営業行為等、他の目的に使用しないこと。
(4) 本サービスの利用権を第三者に譲渡、貸与、売却またはこれらに準ずる行為を行わないこと。
(5) 本サービスの秩序を乱す行為をしないこと。
(6) 法令に反する、もしくは違反のおそれのある行為、または本サービスの円滑な運営に支障をきたすような行為をしないこと。

2. 当社は、会員または利用者が前項各号の内容を遵守しない場合には、本サービスの提供を中断し、または拒否することができるものとします。

第 10 条（本規約の変更および終了）

当社は、本サービスの運営上必要と判断した場合、会員の承諾を得ることなく、本規約を変更し、または本サービスの全部もしくは一部の提供を終了することがあります。

第 11 条（損害賠償）

会員が本規約に反した行為、または不正もしくは違法な行為によって当社または運営会社等に損害を与えた場合、当社または運営会社等は会員および利用者に対して当該損害の賠償請求を行うことができるものとします。

第 12 条（免責事項）

当社および運営会社等は、故意または重過失がない限り、本サービスの中断、中止、遅滞、変更、 本サービスの提供による会員の建物・設備・電気機器の損傷（機能障害を含みます。）等、一切の行為・結果に関して、損害賠償等いかなる責任も負わないものとします。また、当社および運営会社等の故意または重過失による損害の賠償の範囲は、通常の事情から生じた直接の損害に限定されるものとし、当社および運営会社等は、予見可能性の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益および間接損害については、一切の責任を負わないものとします。

第 13 条（反社会的勢力の排除）

1. 会員は、次の各号のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。

(1) 自ら（法人その他の団体にあっては、自らの役員を含みます。）が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等その他これに準じるもの（以下総称して「暴力団員等」といいます。）であること。

(2) 会員が法人その他の団体の場合にあっては、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。

(3) 会員が法人その他の団体の場合にあっては、暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。

(4) 自らもしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって取引を行う等、暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。

(5) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること。

(6) 会員が法人その他の団体の場合にあっては、自らの役員または自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

2. 会員は、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれか一つでも該当する行為を行わないことを保証するものとします。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 不当な要求行為

(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し、偽計を用い、または威力を用いて、当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

第 14 条（個人情報の取り扱い）

当社は、会員の個人情報を当社が別に定める「個人情報保護基本指針」および「個人情報の利用目的について」にしたがって取り扱い、本サービスの充実ならびに円滑な提供・運営、当社との契約の締結・履行、アフターサービス、設備等の保守・保全、アンケートの実施、当社のサービス改善・開発、商品・サービスに関する広告・宣伝物の送付・勧誘・販売、その他これらに付随する業務を行うために用いることといたします。

第 15 条（準拠法および管轄裁判所）

本規約に関する準拠法は日本法とし、本規約または本サービスに関連して、会員および利用者と当社の間で紛争が生じた場合は、第一審の専属的合意管轄裁判所を名古屋地方裁判所または名古屋簡易裁判所とします。

別紙

電気の駆け付けサービスの対象となる電気料金メニュー

1　特定小売メニュー
従量電灯Ａ、従量電灯Ｂ、従量電灯Ｃ

2　自由料金メニュー
ポイントプラン、おとくプラン、とくとくプラン、Ｅライフプラン、タイムプラン、
ピークシフト電灯、スマートライフプラン、
スマートライフプランfor スマート・エアーズ、昼とくプラン

3 暮らしサポートセット
暮らしサポートセット

以上